

[事案 28-321] 入院給付金等支払請求

・平成 29 年 9 月 15 日 裁定終了（一部裁定打ち切り）

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、入院給付金等の支払い、もしくは保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 10 月に契約した医療保険について、脳動脈瘤術後症候群等により、平成 28 年 8 月から 30 日間入院したので、入院給付金および退院給付金を支払ってほしい（請求①）。

また、仮に請求①が認められない場合は、保険料を支払っていた意味がないので、保険料の一部を返還してほしい（請求②）。

<保険会社の主張>

入院中には、一般検査が実施された他、安静・食事療法・内服治療が行われたに過ぎず、日常生活動作にも制限はなく、申立人は、通院による治療が十分に可能であった。

したがって、自宅等での治療が困難であり、常に医師の管理下において治療に専念するものとは判断できず、申立人の入院は、約款に規定された「入院」の定義には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。また、入院の必要性を判断するため、独自に医療機関への照会を試みたが、医療機関への資料の開示について申立人の協力が得られなかったため、必要な資料を入手することができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①については、必要な医療上の資料が入手できなかった以上、当審査会は事実認定を行うことができないため、裁定手続を打ち切ることとした。

また、請求②については、申立人が主張する保険料返還は認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。